

緑政土木局総合評価委員選任要領（公園・道路等の維持管理業務用）

（趣旨）

第1条 この要領は、緑政土木局総合評価落札方式による入札実施試行要領（公園・道路等の維持管理業務用）の対象とする総合評価落札方式による入札を実施するにあたり、中立、公平かつ公正な評価を行うため選任する緑政土木局総合評価委員（以下「総合評価委員」という。）について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 総合評価委員は、落札者決定基準（評価項目の設定、加算点の設定及び配点割合、評価の方法及び落札者の決定方法）及び技術提案等の評価に関する事項について意見を述べるものとする。

（選任）

- 第3条 総合評価委員は、緑地事業及び入札・契約制度等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、緑政土木局長が選任する。
- 2 総合評価委員の任期は原則として2年以内とする。ただし、再任することを妨げない。
- 3 緑政土木局長は、総合評価委員が第5条に違反した場合その他特別の事由があると認めるときは、前項の任期途中においても、委員を解任することができる。
- 4 総合評価委員は、学識経験者を少なくとも2名以上選任する。

（意見聴取）

第4条 緑政土木局長は、会議を開催して第2条に規定する総合評価委員の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合その他必要な場合に個別に意見を聴くことを妨げない。

（守秘義務）

第5条 総合評価委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

（謝金等）

- 第6条 意見聴取に対する謝金の額は、日額12,600円とする。
- 2 在勤地内等旅費規則（昭和42年名古屋市規則第3号）別表第2に定める郡市の区域内に勤務地及び住所（住所と居所が異なる場合は居所）を有しない総合評価委員が会議に参加したときは、原則として旅費を支給する。
- 3 旅費の支給については、名古屋市旅費条例（昭和25年名古屋市条例第32号）の

規定による。

4 謝金及び旅費は、意見聴取後に支給する。

(庶務)

第7条 総合評価委員に係る庶務は、技術指導課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、総合評価委員について必要な事項は、緑政土木局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月 1日から施行する。